

いっばんけんどうたまのうらきしく ごとうしたまのうらまちいつくやま
一般県道玉之浦岐宿線（五島市玉之浦町幾久山）の通行止めについて

2025年8月10日

担当課	道路維持課	五島振興局道路課
担当者名	中ノ瀬、園田	北野、百武
電話番号	直通：095-825-0504 内線：5513	直通：0959-72-2315

令和7年8月10日、一般県道玉之浦岐宿線（五島市玉之浦町幾久山）で落石が発生し、法面上部には落石の危険性のある岩塊が確認されたので、道路法第46条第2項に基づき、下記区間の通行止めを行っております。なお、現地調査および対策が必要であるため、当分の間、通行止めを継続する予定です。規制解除については県HP「長崎県管理国県道 道路通行規制情報」(<https://ijikanri.doboku.pref.nagasaki.jp/~kisei/dourokisei.html>)によりお知らせいたします。

記

路 線 名：一般県道玉之浦岐宿線（いっばんけんどうたまのうらきしくせん）

発 生 箇 所：五島市玉之浦町幾久山（ごとうしたまのうらまちいつくやま）

幾久山簡易郵便局から玉之浦側へ約1.3km先

規 制 区 間：旧平成小学校から福江側へ300m先

～ 幾久山簡易郵便局から玉之浦側へ300m先

規 制 延 長：L=1.7km

規制開始時刻：令和7年8月10日15時00分～

一般県道玉之浦岐宿線 落石による全面通行止め (令和7年8月10日)



一般県道玉之浦岐宿線 落石による全面通行止め (令和7年8月10日)

～規制区間について～



【規制区間】

旧平成小学校から福江側へ300m先

～

幾久山簡易郵便局から玉之浦側へ300m先

一般県道玉之浦岐宿線 落石による全面通行止め (令和7年8月10日)

～迂回路について～

